

三十二 住民基本台帳法第二十一条の三第 二項の規定による請求の受理、その請求 に係る事実についての審査若しくは交付 又は同条第五項において準用する同法第 十二条の二第五項の規定による求めを受 けること若しくは送付	[新設]
三十三 住民基本台帳法第二十一条の三第 三項若しくは第四項の規定による申出の 受理、その申出に係る事実についての審 査若しくは交付又は同条第五項において 準用する同法第十二条の三第九項の規定 による求めを受けること若しくは送付	[新設]
六十二 住民基本台帳法施行令第十七条の 二第二項において準用する同令第十五条 の規定による記載	[新設]

六十三 [略]	五十五 [同上]
六十四 [略]	五十六 [同上]
六十五 [略]	五十七 [同上]
六十六 住民基本台帳法施行令第二十一条 第二項又は第三項において準用する同令 第十五条の規定による記載	五十八 住民基本台帳法施行令第二十一条 第二項において準用する同令第十五条の 規定による記載
六十七 七十五 [略]	五十九 六十七 [同上]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則
この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○総務省
法務省令第二号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部の施行に伴い、戸籍の附票の写しの交付に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月十二日

総務大臣 石田 真敏
法務大臣 山下 貴司

戸籍の附票の写しの交付に関する省令等の一部を改正する省令
（戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部改正）

第一条 戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和六十年法務省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令 （本人等の交付の請求の手続及び請求につき明らかにしなければならない事項）	戸籍の附票の写しの交付に関する省令 （本人等の交付の請求の手続及び請求につき明らかにしなければならない事項）
第一条 [略]	第一条 [同上]	第一条 [同上]
2 法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条第二項第四号に規定する総務省令・法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	2 法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条第二項第四号に規定する総務省令・法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	2 法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条第二項第四号に規定する総務省令・法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 請求に係る戸籍の附票に記載（法第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調整する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。）がされた戸籍の表示	一 請求に係る戸籍の附票に記載（法第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調整する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。）がされた戸籍の表示	一 請求に係る戸籍の附票に記載（法第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調整する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。）がされた戸籍の表示

【二・三 略】

【二・三 同上】

(戸籍の附票の規定の準用)

第十条 第一条から前条までの規定は法第二十一条第一項に規定する戸籍の附票の除票について準用する。この場合において、これらの規定中「第二十条第五項」とあるのは「第二十一条の三第五項」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条第一項	第二十条第一項	第二十一条の三第一項
第一条第二項第一号	第十六条第二項	第二十一条第二項
第五条第一項	第二十条第二項	第二十一条第二項
第七条第一項及び第八 条第一号	第二十条第三項	第二十一条の三第三項
第八条第二号	第二十条第四項	第二十一条の三第四項
第八条第三号	第二十条第三項	第二十一条の三第三項
第八条第四号	第二十条第四項	第二十一条の三第四項

(情報通信技術利用法の適用)

第十一条 法第二十条第一項から第四項まで及び第二十一条の三第一項から第四項の規定による請求又は申出は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

〔2・3 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(戸籍等の謄本等又は戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡し)の事務の郵便局における取扱いに関する省令の一部改正)

第二条 戸籍等の謄本等又は戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡し)の事務の郵便局における取扱いに関する省令（平成十三年総務省・法務省令第二号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

戸籍等の謄本等又は戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡し)の事務の郵便局における取扱いに関する省令

(本人確認の方法)

第二条 法第二条の規定に基づき戸籍等の謄本等（同条第一号に規定する戸籍謄本等又は除籍謄本等をいう。次条及び第四条において同じ。）又は戸籍の附票等の写し（同条第四号に規定する戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しをいう。次条において同じ。）の交付の請求を受け付ける際の本人確認は、日本郵便株式会社が、法第二条第一号又は第四号に掲げる事務に従事する職員（次条及び第四条において「郵便局取扱事務従事職員」という。）をして、当該請求を行う者に対し、必要な証明を求めさせることにより行うものとする。

〔新設〕

(情報通信技術利用法の適用)

第十条 法第二十条第一項から第四項までの規定による請求又は申出は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

〔2・3 同上〕

改 正 前

戸籍等の謄本等又は戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡し)の事務の郵便局における取扱いに関する省令

(本人確認の方法)

第二条 法第二条の規定に基づき戸籍等の謄本等（同条第一号に規定する戸籍謄本等又は除籍謄本等をいう。次条及び第四条において同じ。）又は戸籍の附票の写し（同条第四号に規定する戸籍の附票の写しをいう。次条において同じ。）の交付の請求を受け付ける際の本人確認は、日本郵便株式会社が、法第二条第一号又は第四号に掲げる事務に従事する職員（次条及び第四条において「郵便局取扱事務従事職員」という。）をして、当該請求を行う者に対し、必要な証明を求めさせることにより行うものとする。

<p>第三条 日本郵便株式会社は、法第二条の規定に基づき戸籍等の謄本等又は戸籍の附票等の写しを引き渡したときは、遅滞なく、郵便局取扱事務従事職員をして、当該引渡しに係る請求書類を当該引渡しの事務に係る指定地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。次条において同じ。）の長に送付させるものとする。</p> <p>（請求書類の送付）</p> <p>第三条 日本郵便株式会社は、法第二条の規定に基づき戸籍等の謄本等又は戸籍の附票等の写しを引き渡したときは、遅滞なく、郵便局取扱事務従事職員をして、当該引渡しに係る請求書類を当該引渡しの事務に係る指定地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。次条において同じ。）の長に送付させるものとする。</p>	<p>（請求書類の送付）</p> <p>第三条 日本郵便株式会社は、法第二条の規定に基づき戸籍等の謄本等又は戸籍の附票等の写しを引き渡したときは、遅滞なく、郵便局取扱事務従事職員をして、当該引渡しに係る請求書類を当該引渡しの事務に係る指定地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。次条において同じ。）の長に送付させるものとする。</p>
<p>（施設及び設備）</p> <p>第一条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第二項第二号に規定する総務省令・法務省令で定める施設及び設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三十四条第一項各号に規定する戸籍謄本等、除籍謄本等、納税証明書、住民票の写し等、除票の写し等、戸籍の附票の写し及び印鑑登録証明書（以下この条において「証明書等」という。）並びにこれらの交付の請求に係る書類を、同項各号に掲げる業務に従事する者（以下「特定業務従事者」という。）及び当該請求を行う者以外の者が、容易に見ることができないように適切な措置が講じられた施設</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>（戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部改正）</p> <p>第四条 戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令（平成十八年総務省・法務省令第二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> <p>改 正 後</p> <p>戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令</p> <p>（本人確認の方法）</p> <p>第二条 法第二十三条において準用する法第二十条第一項の規定に基づき締結した契約により戸籍の附票等の写し（法第三十四条第一項第四号に規定する戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しをいう。以下同じ。）の交付の請求を受け付ける際の本人確認は、公共サービス実施民間事業者が、法第三十四条第一項第四号に掲げる業務に従事する者（以下「特定業務従事者」という。）をして、当該請求を行う者に対し必要な証明を求めさせることにより行うものとする。</p>	<p>（施設及び設備）</p> <p>第一条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第二項第二号に規定する総務省令・法務省令で定める施設及び設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三十四条第一項各号に規定する戸籍謄本等、除籍謄本等、納税証明書、住民票の写し等、戸籍の附票の写し及び印鑑登録証明書（以下この条において「証明書等」という。）並びにこれらの交付の請求に係る書類を、同項各号に掲げる業務に従事する者（以下「特定業務従事者」という。）及び当該請求を行う者以外の者が、容易に見ることができないように適切な措置が講じられた施設</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>改 正 前</p> <p>戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令</p> <p>（本人確認の方法）</p> <p>第二条 法第二十三条において準用する法第二十条第一項の規定に基づき締結した契約により戸籍の附票等の写し（法第三十四条第一項第四号に規定する戸籍の附票の写しをいう。以下同じ。）の交付の請求を受け付ける際の本人確認は、公共サービス実施民間事業者が、法第三十四条第一項第四号に掲げる業務に従事する者（以下「特定業務従事者」という。）をして、当該請求を行う者に対し必要な証明を求めさせることにより行うものとする。</p>

(請求書類の送付)

第三条 公共サービス実施民間事業者は、法第二十三条において準用する法第二十条第一項の規定に基づき締結した契約により戸籍の附票等の写しを引き渡したときは、遅滞なく、特定業務従事者をして、当該引渡しに係る請求書類を当該引渡しの業務に係る委託地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区）の長に送付させるものとする。

(請求書類の送付)

第三条 公共サービス実施民間事業者は、法第二十三条において準用する法第二十条第一項の規定に基づき締結した契約により戸籍の附票の写しを引き渡したときは、遅滞なく、特定業務従事者をして、当該引渡しに係る請求書類を当該引渡しの業務に係る委託地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区）の長に送付させるものとする。

附則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

告

示

○内閣府
厚生労働省
文部科学省告示第一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）附則第二項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域（平成三十年文部科学省告示第二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和元年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
文部科学大臣 柴山 昌彦
厚生労働大臣 根本 匠

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後		改正前	
都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
埼玉県	朝霞市 志木市	埼玉県	戸田市
千葉県	市川市 浦安市	千葉県	市川市
東京都	中央区 港区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 荒川区 板橋区 足立区 江戸 川区 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 日野 市 国立市 西東京市	東京都	中央区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷 区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬 区 足立区 葛飾区 江戸川区 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 狛江市 西東京市
神奈川県	藤沢市	〔項を加える。〕	
〔略〕		〔同上〕	

備考 「」の記載は注記である。